

加賀市立図書館資料の督促及び弁償に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、加賀市立図書館条例第7条（平成17年加賀市条例98号）及び加賀市立図書館資料の貸出しに関する要綱（平成29年3月29日教育委員会告示第7号）第11条並びに第12条に基づき、加賀市立図書館（以下「図書館」という）が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の督促及び弁償並びに貸出し停止に係る事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

（督促）

第2条 図書館は資料の返却期限から次に掲げる期間を超過しても当該資料を返却しない利用者に電話もしくはハガキ、電子メール等の送付をもって督促を行う。

（1）貸出し予約がある資料 1週間

（2）貸出し予約がない資料 1か月

（督促の回数）

第3条 前条貸出し予約がない資料に対して行う督促の回数は次のとおりとする。

1回目	返却期限から1か月を経過しても返却されない資料
2回目	返却期限から2か月経過しても返却されない資料
3回目	返却期限から3か月経過しても返却されない資料
4回目	返却期限から6か月経過しても返却されない資料
5回目	返却期限から1年経過しても返却されない資料

（弁償）

第4条 図書館の利用者が資料を汚損、破損又は紛失、滅失し、弁償の必要があると認められる場合は当該利用者に対して資料の紛失等の届出及び弁償を求めるものとする。

2 弁償を求める基準は、別記「弁償を要する資料の基準」によるものとする。

3 資料の弁償は、原則として現物をもって弁償するものとする。ただし絶版等の理由により現物による弁償が困難な場合は、次に掲げるいずれかにより弁償を求めるものとする。

（1）図書館長が指定した代替品（内容、金額等同等品）

（2）現金（現物、代替品による弁償が難しいと図書館長が認める場合）

4 視聴覚資料（CD、DVD等）については著作権者への補償金を加えた額を相当額とし、現金で弁償するものとする。

5 相互貸借資料は借用先の図書館が指定する弁償方法に従うものとする。

（弁償期日）

第5条 資料の紛失等の届出があった日の翌日から30日以内に弁償するものとする。ただ

し、この期間内に弁償することが難しいと図書館長が認める場合はこの限りではない。

(弁償期日を経過した場合の取扱)

第6条 弁償期日を経過し、または弁償依頼に応じない場合、電話、またはハガキ等の送付をもって督促を行う。督促の回数は次のとおりとする。

1回目	弁償期日から1か月経過しても弁償されない資料
2回目	弁償期日から2か月経過しても弁償されない資料
3回目	弁償期日から3か月経過しても弁償されない資料
4回目	弁償期日から6か月経過しても弁償されない資料
5回目	弁償期日から1年経過しても弁償されない資料

(督促及び弁償の免除)

第7条 第2条及び第4条の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する場合には、図書館長は督促及び弁償を免除することができる

- (1) 火災や自然災害による場合
- (2) 盗難等の事件や事故の被害による場合
- (3) 基準に基づき図書館が弁償しなくても良いと判断した場合
- (4) その他図書館長が必要と認める場合

(貸出しの停止)

第8条 2回目の督促及び弁償に応じない利用者に対して、資料の返却又は弁償が完了するまでの間、新たな資料の貸出し、予約、リクエストのサービスを停止することができる。

(弁償手続き完了後の取扱い)

第9条 弁償手続き完了後に、紛失した資料を発見した旨の申し出があっても、弁償した現物又は代替品又は現金の返還はしない。

(資料の除籍)

第10条 次に掲げるいずれかに該当する資料は除籍する

- (1) 返却期限から3年が経過してもなお返却されない資料
- (2) 弁償期日から3年が経過してもなお弁償されない資料

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から実施する。

別記

弁償を要する資料の基準

弁償の基準

弁償に該当するか否かの判断は、次項の基準に基づいて複数の職員の判断によるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は弁償対象としないことができる。

- (1) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- (2) 修復可能な場合
- (3) 弁償にあたらないと図書館長が判断する場合

弁償を要する資料の基準

対象	状態	汚破損の範囲
(1)水濡れ、飲食物によるもの	ア. 水、その他の水分により濡れ等が生じ、歪みや波打ち状態となった場合	波打ち状態が面積の2分の1以上又は歪みが顕著なときは弁償対象とする
	イ. お茶、コーヒー等飲食物により染み等の汚れが生じた場合	汚破損した部分の範囲に関係なく弁償対象とする
	ウ. カビが発生した場合	
	エ. 濡れて乾いた後、ページ同士が貼り付き、開くことが困難な場合	
(2)資料の一部汚破損、欠損	ア. 破れ、切り取りにより、ページの欠損が生じた場合	汚破損した部分の範囲に関係なく弁償の対象とする
	イ. 血液等衛生上問題のある汚れが生じた場合	
	ウ. たばこ等による焦げ跡が残った場合	
	エ. セロテープ・糊等の付着によりべたつきが生じている場合やページが接着した場合、または接着をはがしたことによりページが欠損した場合	

(3)書き込み	ア. マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合	書き込みの長さが 5 c m 以下のときは、弁償免除とする。5 c m 以下で複数個所あるときは、その合計で判断するものとする。ただし、5 c m 以下の場合でも絵や写真、文字等が判別できないときは弁償対象とする
	イ. 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、痕跡が残る場合、または印刷部分が色あせたり、汚れたり、ページが破損した場合	筆圧の痕跡の長さが 5 c m 以下のときは、弁償免除とする。5 c m 以下で複数個所あるときは、その合計で判断するものとする。ただし、5 c m 以下の場合でも絵や写真、文字等が判別できないときは弁償対象とする
	ウ. 資料に直接書き込んでいなくても、下敷きにして筆圧等で資料に痕跡が残る場合	
(4)噛み跡	ア. 人、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合、または資料が破損した場合	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする
(5)異物の挟み込み、 におい	ア. 衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合	取り除いたことで状態に異常がない場合は弁償免除とする
	イ. 挟み込まれている異物を取り除いても、汚れ、染み等残る場合	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする
	ウ. 悪臭、香水等のおいが取れない場合	
(6)折り癖	ア. 折り癖により直しても膨らんでしまうほど資料の形状が変わった場合	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする
(7)付録	ア. 型紙・地図等の図書資料の付録について	(1) から (6) 及び (9) から (10) に準じ弁償が必要と判断されたとき弁償対象とする
	イ. CD 等の電子付録にひび・割れ等が生じ再生機器で再生できない場合	弁償対象とする

(7)付録	ウ. CD 等の電子付録を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合	弁償対象とする
(8)視聴覚資料 (CD、DVD 等)	ア. 視聴覚資料にひび・割れ等が生じ、視聴が不可能になった場合	弁償対象とする
	イ. 視聴覚資料を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合	
(9)紛失	落とし物、置き忘れ、置き引きに遭遇するなど、利用者の管理に過失があり紛失した場合	弁償対象とする
(10)滅失	利用者の故意または過失により滅失した場合	弁償対象とする
(11)その他	利用者の故意または過失により、利用に供することは困難と図書館長が判断する場合	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする